

一般社団法人 日本セパタクロー協会

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本セパタクロー協会（以下、「本協会」という。）の競技者、役員、事務局員等が、本協会の社会的使命と役割、それぞれの責任と役割を自覚し、本協会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用対象)

第2条 本規程の適用対象となる個人及び団体（以下、これらを総称して「関係者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本協会の正会員
- (2) 本協会の一般会員
- (3) 本協会の賛助会員
- (4) 本協会の理事及び監事
- (5) 本協会の名誉会長及び顧問
- (6) 本協会の委員を構成する委員（以下、「委員」という。）
- (7) 本協会の事務局職員
- (8) 本協会のクラブチーム
- (9) 本協会に加盟した都道府県協会等
- (10) 本協会に加盟した各種連盟等
- (11) 本協会の賛助会員たる団体

(関係者の基本的責務)

第3条 関係者は、当法人の定款第2条（目的）に定める目的を達成するため、関係法令、本協会の定款、諸規程等を遵守し、当法人との関係において義務付けられた職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(禁止される行為)

第4条 関係者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 監禁・孤立・言葉による暴力、辱め、脅迫、子ども扱い、その他個人のアイデンティティ、尊厳、及び自尊心を損なう可能性のある行為を含む一切の迷惑行為（行為者に相手に対する意図があるかないかを問わない）。
- (2) 身体的外傷又は身体的損傷を引き起こす、殴る、たたく、蹴る、嘔みつく、火傷さ

せるなど一切の意図的で迷惑な行為。

- (3) 強制的又は不適切な身体活動，強制的なアルコール摂取又は強制的なドーピング行為。
- (4) 言葉によるものであるか，言葉によらないものであるか，又は身体的なものであるかに関わらず，性的な行為に関する一切の望まれない，又は迷惑な行為。
- (5) 同意が強制され，操作され，又は同意を与えていない若しくは与えることが出来ない場合において接触しないものであるか接触するものであるかにかかわらず一切の性的な行為。
- (6) 競技者に対して注意義務を有するコーチ又はその他の者が，競技者に対して最低限の注意を払うことを怠り，これにより危害を加え，又は，危害が加わる可能性若しくは危害の差し迫った危険を生み出す行為。
- (7) ドーピングその他禁止薬物の使用，差別，八百長等の不適切な行為及び，これらの行為を放置すること。
- (8) 個人の名誉・プライバシーを害する行為。
- (9) 職務やその地位を利用して，自己の利益を図ること，又は他者を加害すること，斡旋・強要する行為。
- (10) 補助金・助成金等の経理処理に関し，一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行及び補助先，助成先等が指定する経理処理の方法に基づかない不適切な経理処理，脱税，本協会の財産の横領，不適切な支出。
- (11) 反社会的勢力と関係を有すること。
- (12) その他，法令や本協会の定款，諸規程又は方針・規範に違反すること

(倫理規程違反に対する対応等)

第5条 前条に定める禁止される行為に違反した者，当該行為を教唆・ほう助した者及び，監督すべき立場にある者で当該違反に関して監督を怠った者（以下，「違反者」といい，これらの行為を総称してこれらの行為を「処分対象行為」という。）は，その内容及び情状に応じて次の各号に定める懲戒処分を受ける。

- (1) 正会員，一般会員，賛助会員
 - ① 永久追放 定款 10 条に基づき会員としての地位を剥奪し，以後，入会を認めない
 - ② 除名 定款 10 条に基づき会員としての地位を剥奪する
 - ③ 無期の資格停止 登録選手としての資格を無期限に停止する（一般会員のみ）
 - ④ 有期の資格停止 登録選手としての資格を有期限で停止又は有期限で再登録を禁止する（一般会員のみ）
 - ⑤ 戒告 文書により注意し戒める
- (2) 理事，監事

- ① 永久追放 定款第 29 条に基づき役員としての任を解き、以後、役員に選任しない
 - ② 解任 定款第 29 条に基づき役員としての任を解く
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
- (3) 名誉会長、顧問
- ① 永久追放 名誉会長あるいは顧問としての任を解き、以後、これらに選任しない
 - ② 解任 名誉会長あるいは顧問としての任を解く
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
- (4) 委員
- ① 永久追放 委員としての任を解き、以後、これらに選任しない
 - ② 解任 委員としての任を解く
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
- (5) 職員・事務局員
- 当法人の就業規則に基づき取り扱うものとする。
- (6) 当法人に加盟した都道府県協会等及び各種連盟等
- ① 永久追放 会員としての地位を剥奪し、以後、入会を認めない
 - ② 除名 会員としての地位を剥奪する
 - ③ 戒告 文書により注意し戒める
- (7) クラブチーム及び賛助会員である団体
- ① 永久追放 会員としての地位を剥奪し、以後、入会を認めない
 - ② 除名 会員としての地位を剥奪する
 - ③ 無期の資格停止 登録団体としての資格を無期限に停止する
 - ④ 有期の資格停止 登録団体としての資格を有期限で停止する又は有期限で再登録を禁止する
 - ⑤ 戒告 文書により注意し戒める

(所管部門)

第 6 条 本規程に関する事項は、倫理委員会が取り扱う。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

付則

- 1 本協会の規則集第 6 章 33 項～37.2 項は廃止する。
- 2 本規程は、2021（令和 3）年 3 月 29 日から施行する